

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び第8回宮城県子ども・子育て会議」
会議録要旨（全文）

日 時：平成28年9月13日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室
出席者：足立智昭会長，我妻良恵委員，奥村秀定委員，菊池均委員，
佐藤淳一委員，佐藤憲康委員，鈴木光代委員，高野幸子委員，
半沢美根子委員，村山十五委員，門間富貴子委員
(以上，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員)
荒木裕美委員，佐野督郎委員 (次世代育成支援対策地域協議会委員)
安部信次委員，小林純子委員，佐々木とし子委員 (子ども・子育て会議委員)

1 開会，委嘱状交付

司会（子育て支援課 渡邊課長補佐（総括担当））

- 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
ただ今より，宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び第8回宮城県子ども・子育て会議を開催いたします。
- 開催に先立ちまして，今回，新たに任命いたしました委員に対して，保健福祉部長の渡辺より委嘱状を交付させていただきます。

（我妻良恵委員に対し，渡辺部長より委嘱状交付）

- また，8月より新たに，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の委員に御就任いただいた方々を御紹介いたします。
菊池均委員でございます。
佐藤憲康委員でございます。
- 本日の会議でございますが，本日は所用により，君島委員，長沼委員が御欠席でございますが，次世代育成支援対策地域協議会においては15名中13名，子ども・子育て会議については16名中14名の委員の皆様にご出席をいただいております。いずれも半数以上を占めることから，規定により，両会議とも成立していることを御報告申し上げます。
なお，本日の会議については，情報公開条例に基づき，公開とさせていただきます。また，議事録は，県政情報センターや県ホームページなどで公開することになりますので，よろしくお願いたします。
- また，本日2名の傍聴者がおられますことを御報告いたします。
ここで，傍聴されます皆様にお願いたします。本日の会議は公開で行いますが，会議開催中は静粛に傍聴することとし，拍手その他の方法により，公然の賛否を表明しないようお願いいたします。また，許可を得ない写真撮影，録画，録音等は御遠慮願います。
- それでは，会議の開催に当たりまして，渡辺部長より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

渡辺保健福祉部長

- 今年の4月から保健福祉部長を務めております渡辺でございます。「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て会議」の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
- 本日は、御多忙の中御参加いただき、ありがとうございます。また、このたび新たに本会議の委員に就任されました皆様におかれましては、就任を快くお引き受けいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。
- 今年度は、「宮城県震災復興計画」の6年目、計画期間10年間の折り返しの年に当たっております。復旧・復興は、被災者のきめ細かな支援など、ソフト面での対策がより重要性を増すステージに至っており、宮城県におきましては、被災した子どもの心のケア対策をより一層強化しているところであります。

震災のときに生まれていました子どもたちは、来年小学生になります。どんどん広がる世界の中で、子どもたちが、自らの好奇心をまっすぐに伸ばして、自由に感じ、考え、学びながら、友だちに囲まれて、のびのびと育っていけるように、宮城県といたしましても、教育部門や市町村、関係機関・団体の皆様と連携しながら、子どもたちを支えてまいりたいと考えております。
- さて、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」につきましても、健やかな体と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成と、安心して子どもを生み育てることができる地域の実現を基本理念としており、平成27年3月に策定いたしました。平成27年度からの5か年計画として策定されたこの計画の策定に当たり、本会議において、皆様に御審議いただき、さまざまな御意見・御提言を頂戴しましたこと、改めてお礼申し上げます。
- 本日の会議においては、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」の進捗状況について御報告をいたします。

今回は、計画の進捗状況についての初めての御報告となります。本計画は、「次世代育成支援対策推進法」の行動計画と、「子ども・子育て支援法」の支援計画を一体として策定しており、本日は、平成27年度の施策の実施状況や保育所・幼稚園等における教育・保育の提供状況などについて、御説明申し上げる予定でございます。

また、本計画は、昨年10月に議員提案条例として成立いたしました「みやぎ子ども・子育て県民条例」の基本計画としても位置付けられております。今回御説明する計画の進捗状況につきましては、本日の御審議の後、知事を本部長とする、「次世代育成支援・少子化対策推進本部」を経て、公表する運びとなっております。

本日は、委員の皆様方から忌憚のない御意見・御提言をいただきたいと存じます。
- 本会議における審議が活発かつ有意義なものになるよう、皆様の御協力をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

3 出席者紹介

司会

- 次に、主な職員をご紹介します。
保健福祉部長の渡辺達美でございます。
保健福祉部次長の千葉隆政でございます。
子育て支援課長の志賀慎治でございます。
子育て政策専門監の大竹幸恵でございます。
参事兼私学文書課長の中村今日子でございます。
- それでは、以降の進行につきましては、規定により足立会長にお願いしたいと思います。
よろしく申し上げます。

4 説明事項

(1) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づく施策の実施状況について

足立会長

- 議長を務めます足立でございます。
委員の皆様の御協力を得て、円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 本日の議題は、お手元の次第のとおり、『みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）』に基づく施策の実施状況についてです。
「みやぎ子ども・子育て幸福計画」は、本審議会において、委員の皆様に御審議いただき、平成27年3月に策定された計画でございます。今回は、平成27年度における取組の実施状況についての報告となります。委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。
- それでは、『みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）』に基づく施策の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

- それでは、説明事項の(1)「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づく施策について、平成27年度の実施状況を御説明申し上げます。

《計画の概要》

- はじめに、本計画の概要について御説明いたします。参考配布しております、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」の概要版を御覧ください。
- 本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画と、「子ども・子育て支援法」に基づく支援計画を一体的に策定したものとなっております。
これは、平成26年度末までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されるとともに、子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援法」が制定され、その中で、この法律に基づく計画の策定が義務付けられたため、みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生き育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、全てを1つの計画にまとめて策定した次第でございます。

さらに、先ほど部長からも申し上げましたが、昨年10月に議員提案により成立いたしました、「みやぎ子ども・子育て県民条例」における基本計画としても、本計画は位置付けられているところでございます。

- 本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間となっており、2つの理念、5つの視点、7つの施策体系により構成されております。
- 計画の冊子につきましては本日お配りしてはおりませんが、「本編」と「別冊」の2冊で構成されておまして、ただいま御説明しました策定趣旨や理念、県の施策の内容などは「本編」に、教育・保育に関する需給計画など、「子ども・子育て支援法」に特有の部分については「別冊」に記載しております。

《進捗管理の項目について》

- 次に、本日御説明する項目について御紹介いたします。
- まず、資料1に基づきまして、本計画の進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標の状況について御説明を申し上げます。

次に、資料2に基づきまして、本計画で推進しております事業についての、平成27年度の実施状況について御説明いたします。

また、先ほど御説明いたしましたとおり、本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく計画でもございますが、この法律の基本指針において、計画の管理に当たって点検・評価すべき項目が、例示とともに定められているところでございます。

このため、資料3から資料6までについても、順次御説明いたします。

《資料1》

- はじめに、本計画に関する指標の状況について御説明いたします。

本計画の進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標として、こちらに掲げてございます、合計特殊出生率と保育所等利用待機児童数の2つを設定しております。

- まず、合計特殊出生率につきましては、目標としては、全国平均値まで上昇させることを目指しておりますところ、平成27年は1.31となり、前年と比べますと、0.01ポイントの上昇となっております。

ただ、全国との差については、全国の割合が上昇した結果、0.12から0.15に開いておまして、順位も44位と、昨年の43位から1つ下がる結果となっております。

県といたしましては、この現状を踏まえながら、引き続き、全国平均値への到達を目指し、安心して子どもを生み育てることができる地域社会づくりを進めてまいります。

- 次に、保育所等利用待機児童数については、平成29年度末までにゼロとなることを目指しておりますところ、平成27年度は、県全体の合計数では、平成26年度に比べますと52人の減少となり、内訳としては仙台市が151人の減少となっておりますが、仙台市を除く市町村は逆に99人の増加となっております。

この点につきましては、各種補助事業の活用による保育所等の整備を進めた結果、仙台市を除く市町村の保育所等の定員は約1,000人分増加いたしました。利用申込

みがそれ以上に増加したことにより、待機児童が逆に増える結果となったものと考えております。

なお、参考までに、平成28年4月1日時点では、平成27年4月1日時点に比べますと、県全体の合計では288人の減少、内訳は、仙台市は206人、仙台市を除く市町村は82人の減少といったことで、いずれも減少となっており、待機児童解消の取組は、平成27年度から大きく前進したものと考えておりますが、平成29年度末までにゼロという大きな目標がございますので、こちらを目指して、計画的な施設整備等に引き続き取り組んでいきたいと考えているところでございます。

《資料2》

- 次に、計画で推進する主な事業の実施状況についての御説明でございます。

資料2では、本計画に関連する施策のうち、各項目において、「推進する主な事業」として掲載している事業を抜粋して、その実施状況を、平成27年度の決算見込み額とともに一覧にしております。

本計画は、先ほど御説明しましたとおり、議員提案条例である「みやぎ子ども・子育て県民条例」における基本計画としても位置付けられておりますところ、この条例により、「計画に基づく施策の実施状況を公表する」ことが定められました。このことから、この資料2に基づき、公表を行う予定でございます。

- 個々の事業についての説明は割愛させていただきますが、例えば、1ページの1(1)「子ども人権対策事業」、(2)「子育て県民運動推進事業」や、(3)「児童手当給付事業」のような従来からの取組を継続しながら、2の(1)のイ、「施設型給付費負担金」、2ページの「地域型保育給付費負担金」などのように、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う事業を新たに実施しております。

なお、それぞれの施策の具体的な実施状況につきましては、右側の「実施状況」欄に記載のとおりでございます。

《資料3》

- 次に、幼児期の教育・保育基盤の確保・整備状況について御説明します。

こちらは、幼稚園や保育所等の利用に関する需給計画でございまして、計画期間の年度ごとに、ニーズ、確保の必要量を設定しているものでございます。実際に、需給計画を立てるのは市町村でありますことから、ニーズ、計画値、実績ともに、市町村計画とそれに伴う市町村実績の積上げによる数値となっております。

- 1は、いわゆる『1号認定』に係る、「保育を必要としない3歳から5歳までの子ども」、2は2号認定の、「保育の必要性がある3歳から5歳までの子ども」、3は「3号認定のうち、保育の必要性がある0歳の子ども」、裏面に参りまして、4は「同じく3号認定のうち、保育の必要性がある1歳と2歳の子ども」となっております。

このうち、1、3及び4につきましては、県全域で見ただけの場合には、おおむね計画値を満たす状況、充足率は100%に近い数字となっております。

また、2につきましては、充足率が若干低くなっておりますが、こちらについては、

1の計画における幼稚園により提供体制を確保することとしておりますことから、3歳から5歳までの全体としては計画値を満たしている状況でございます。

- しかしながら、各区分における実績の過不足については、計画の策定が新制度の施行前であったこともあり、見込んだニーズが過大または過小であり、実態とかけ離れているといった意見が各市町村から多く出されております。

あるいは、計画策定後に生じましたいわゆる潜在的ニーズの掘り起こしによる増加分といった、計画策定前に捕捉し切れていなかった事由が、実態感覚との乖離に繋がっているものと認識しているところでございます。

- したがいまして、ニーズと計画値とのずれについては、各市町村において、計画期間の中間年である平成29年度に、計画見直しの必要性の検討を改めて当方といたしましても促すとともに、市町村の動向を注視しながら、県計画を見つめ直し、実態により近づくような数値を改めて御提示できるようにしたいと考えております。

また、市町村の中には、施設の受入れ能力の限界や新施設の開所の遅れ、保育士の不足等により希望者の受入れができず、十分な確保ができなかったところもございました。県といたしましては、各種補助事業を活用した保育所等の整備支援や、保育士人材バンクを活用した保育士確保対策などを重点的に進め、さらなる実績の向上に努めてまいります。

- 計画値に基づく実績についての御説明は以上でございますが、実績については、実態感覚と大分離れており、充足100%ということは多分ないだろうと考えておまして、待機児童数の多さがそれを裏付けている結果になってございますので、来年度、数値の精査を合わせて、より検討を深めてまいりたいと考えております。

《資料3 参考資料》

- ここで、地域子ども・子育て支援事業の実施状況について、補足的に御説明いたします。
- 本計画には、参考として、地域子ども・子育て支援事業の需給計画についても掲載しておりますが、1点、市町村計画の変更がありましたので御説明をさせていただきます。
- 2ページの4を御覧ください。

表の下にある枠内に記載しておりますとおり、柴田町の子ども・子育て支援事業計画のうち、2号認定、すなわち「保育の必要性がある3歳から5歳までの子ども」のニーズの量と計画値が変更されております。変更の理由は、単位を、利用実人数（人）から1日の利用人数（人日）に改めたことに伴うもので、これにより、網掛け部について、県計画にも若干の影響が出ることとなります。

- ただ、市町村計画が変更された場合の県計画の取扱いにつきましては、「子ども・子育て支援法」の基本指針において、市町村における変更が、全体に多大な影響を与えるものでない限り、その都度の変更ではなく、計画期間の中間年を目安とする県計画の見直しの際に、一括して反映することが可能とされていることから、ただいま御説明いたしました、町計画の変更内容については、平成29年度の中間見直しの際に一括して反映させていただきたいと考えております。

- なお、詳細の説明は割愛させていただきますが、各事業のニーズ、計画値、実績につきましても、資料3と同様、数値の過不足が生じているところがございます。こちらにつきましても、ニーズの見込みのところは実態と離れている、あるいは見込み違いのところも要因であったということがございますので、来年度の中間見直しのときに、精緻な数値を積み上げていきたいと考えてございます。

《資料4》

- 次に、子ども・子育て支援事業に関わる人材確保として、幼稚園教諭・保育士等の確保状況について御説明いたします。

待機児童解消のためには、ハード整備だけでなく、保育士等の人材確保も大変重要となっておりまことから、本計画においても、人材についての必要見込み数や確保方策について盛り込んでいただいております。

- 平成27年度の確保実績について、まず保育教諭につきましては、後ほど御説明いたしますが、幼保連携型認定こども園の設置等が遅れ気味でございまして、職員の必要数そのものが見込みよりも減となっており、結果として差が大きくなっております。
- 一方で、保育士でございますが、必要見込み数に対し、確保実績が上回る結果となっております。

この点につきましては、枠内の算定式を御覧いただきたいと思います。市町村ごとに各年齢の需要の見込み数を算出し、これに基づき配置基準上の最低必要人数が出てまいります。これに、配置基準を超えて手厚く配置されている過去の実績データを、補正計数としてかけたものを必要見込み数としておりますが、待機児童数という結果に出ているように、やはりニーズの仮定、そもそもの需要のところは実態と離れているため、必要見込み数も大分低く出ているのだろうという状況でございます。

当然のことながら、現実、保育士が足りているということはないわけではございまして、我々としたしましても、計画に対する実績としては、本表のような結果にならざるをえないところではございますが、各施設からは、「最低基準上の人数は確保しているものの、余裕のある勤務シフトや、より良い保育のためを思うと、もっと保育士を採用したい」という声を伺っております。

- 県といたしましては、この実態を把握するため、保育士の不足数の現状について、今後、改めて調査を行い、適確な実態把握に努めてまいりたいと考えております。

また、必要見込み数自体につきましても、先ほど御説明いたしました需給計画の見直しに合わせまして、来年度改めて数字の把握と捉え方について検討してまいりたいと考えております。

待機児童数の経過が示すとおり、潜在的需要の掘り起こし、どうしても需要が後から出てくるという部分がございます。それに伴う保育士の必要数も伸びてくる状況となることも当然のことかと思っておりますので、その部分をどう計画値に織り込んでいくかということについて改めて検討してまいりたいというところでございます。

- なお、平成28年度の状況につきましては、いずれの職種におきましても、数値は増加しているところがございますので、県といたしましては、保育士人材バンクの活用や、

今年度の新規事業として近々実施する予定でございますが、保育士の修学資金等の貸付事業を活用しながら、人材確保の取組を引き続き継続してまいります。

《資料5》

- それでは、各種施設の認可等の状況について御説明いたします。

今回は、平成27年度の状況についての御報告となりますが、参考のため、平成26年度の数値も記載しております。

- 平成27年度の状況につきましては、一部の施設で減少となっておりますが、特定地域型保育事業のように、子ども・子育て支援新制度による新たな施設類型を含め、各施設ともおおむね増えている状況でございます。

- ここで、認定こども園について御説明いたします。

認定こども園につきましては、表下の枠内に記載しておりますとおり、県で設置目標を立てておまして、平成31年度末までに設置が見込まれない市町村もございましたが、各市町村に最低1か所以上、県内合計124か所という設置目標を掲げているところでございました。

しかしながら、平成27年度末は、幼保連携型15か所、幼稚園型5か所、保育所型1か所の計21か所になってございます。

これが、さらに平成28年4月1日時点では5か所増えて26か所となっておりますが、設置目標には遠く届かないという状況でございますので、今後も、移行のための施設・設備等の基準や手続に関する相談等を実施するとともに、各種補助金等を活用して、より多くの施設が設置できるよう取組を継続してまいりたいと考えております。ただ、計画値を是とすることなく、地域の実情に合わせた多種多様な目標値のあり方ということで、それぞれの経営主体あるいは子どもの目線に立ち、どういったやり方がいいのかというところについて、県といたしましても、市町村ともども、検討を進めていき、望ましい姿になるよう進めていきたいと思っております。

《資料6》

- それでは、県民意識調査の結果について御紹介します。

こちらは、「子ども・子育て支援法」の基本指針において、計画の成果、アウトカムについて、住民満足度などを用いて点検・評価することとされているため、県民意識調査を用いて満足度を測るものです。

県民意識調査は、県にお住まいの20歳以上の男女計4,000人を対象に、「宮城県震災復興計画」の体系に基づく7分野・23の取組に関する県民の重視度や満足度などを調査しているものでございます。平成27年分は、昨年12月に実施されまして、約48%の回答率となっております。

- この調査のうち、「未来を担う子どもたちへの支援」に関する取組について、「重要」または「やや重要」と考えていただいている方の合計は80.9%と8割を超えている一方で、「満足」または「やや満足」の合計は47.6%と、昨年度から下がっているという結果となっております。取組に対する満足度としては、下の表にありますとおり、

県の他の取組との比較では最も高い割合とはなっておりませんが、やはり重視度に比較して、取組や努力が足りないのではないかと認識しております。満足度が5割に達していない状況は、我々としても取組を強化する余地があるかと認識しております。

また、医療・保健・福祉の分野において、特に優先すべきだと思う施策の割合が高いものについて、上位3施策の中に、「地域全体での子ども・子育て支援」と「被災した子どもと親への支援」の2つが挙がるなど、県民の皆様からの期待も高いものとなっていることも改めて肝に銘じまして、今後も、その期待に十分に応えられるよう、計画に基づく取組を加速してまいります。

《総括、今後の手続》

○ 施策の実施状況についての御説明は以上となりますが、総括といたしましては、ハード・ソフトとも整備は数字上順調に進んでいるということになっておりますが、全体のニーズにつきましてはまだまだ追いついていない現状にございまして、期待も非常に大きいという認識でございます。もっとしっかり取組を進めなければならないということでございます。

○ 最後に、今後の手続等につきまして御説明いたします。

本計画の実施状況につきましては、本日御審議を賜りましたのち、県の保健福祉部次長を幹事長とする、「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部幹事会」における事前審査を経まして、9月20日を予定しております、知事を本部長とする、「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において報告及び審議を行うこととなっております。

また、先ほど御説明いたしました、資料2につきましては、この推進本部会議終了後、公表するとともに、来月行われます、県の保健福祉委員会においても、参考として御報告する予定でございます。

○ それでは、以上で、説明事項(1)「みやぎ子ども・子育て幸福計画(第I期)」に基づく施策の実施状況についての御説明とさせていただきます。

足立会長

○ ありがとうございます。ただいま事務局より、『みやぎ子ども・子育て幸福計画(第I期)』に基づく施策の実施状況についての説明がありました。

はじめに、この内容に関して事前に各委員から寄せられた御質問、御意見に対する事務局からの説明をお願いします。

事務局

○ それでは、事前にお寄せいただいております、御意見・御質問等にお答えいたします。

○ まず、菊池委員から、「県の合計特殊出生率が全国最下位に近いといったことに驚いた。その理由や背景的要因をどのように押さえているか。」という御質問を頂きました。

一般的に、学生などの若者が多く流入する地域は、合計特殊出生率が低くなる全国的

な傾向がございまして、学生の多い仙台市を抱えている本県の特殊事情としての影響もあると認識しておりますが、それが神奈川県や埼玉県、千葉県より下回っている理由の説明になるのかといたしますと苦しいところでございます。

宮城県は、婚姻率や離婚率を見ると、比較的結婚については早く、長くやっていくという県になっている結果も別途出ておりまして、そういったことを含めると、なぜ合計特殊出生率が低いのかといったところについての分析・把握が十分には致しかねているという状況はございます。こういった原因分析については、今年度は、県民に対するアンケート調査を実施する予定にしておりますが、こちらの結果を踏まえて、より実態の究明に近づくような手立てが講じられればと考えております。

- 2点目は、我妻委員から、「保育所の定員が増え、待機児童数も減ってはいるが、その実態はどうなっているのか。例えば数合わせになっていないか、質的な問題はどうか、大変な部分を民間に押しつけていないか等について、しっかり確認していく必要があると思う。」という御指摘を頂いております。

これにつきましては、保育所に対しては、公立・私立ともに、年1回の監査を行っており、その中で保育内容についても実地で確認しておりますが、御指摘のありましたような、単なる「数合わせ」になっていないかなどについては、そういったことはないと思っておりますが、今後もししっかり目を光らせていきたいと思っております。何よりも大事なものは、量はもちろんですけれども、保育の質が確保されていることとございますので、県としてもしっかりと指導してまいりたいと考えてございます。

また、「数合わせ」といった指摘につきましては、先頃、国の方で、全国の待機児童数の公表がございましたが、今年度は、いわゆる隠れ待機児童の数についても、市町村別に公表されてございます。これは報道ベースでございまして、我々はそういった認識はございませんが、他の自治体では、「隠れ」と言われている数字の捉え方のところで、何かしらの意図的な操作に繋がりがかねないやり方があるのではないかという旨の記事を目にしたことはございました。県ではそういったことは把握、認識してございませんが、いずれ、入りたいという御希望が全て満たされるというのが本当の待機児童ゼロであると思っておりますので、今年度からそういう実態を踏まえての公表に踏み切ったという国の姿勢を踏まえて、きちんと対処していきたいと考えております。

- 3点目は、我妻委員から、資料2の3ページについて、「幼・保・小連携推進事業に何らかの形で児童館、放課後児童クラブも関われないものかと思う。」という御意見がございました。

この事業は、「宮城県教育振興基本計画」及び「学ぶ土台づくり推進プログラム」を踏まえ、子どもたちの発達及び学びの連続性を踏まえた望ましい幼・保・小の連携体制の確立に資することを趣旨としております。これを受けまして、現在、大崎市と委託契約を行い、大崎市立松山小学校、大崎市子育て支援総合施設あおぞら園が研究調査校として調査研究を行っております。児童館、放課後児童クラブの参加という御指摘は学びの連続性という点からも、非常に重要かつ新たな指摘であると言えますので、今後、指定地区若しくは教育委員会へ情報提供していただきたいと考えております。

また、国の方で推奨している「放課後子ども総合プラン」という、放課後児童クラブ

と放課後子ども教室の連携を強化していくといった視点からの取組も別途進めていくことになっておりますので、併せて進めてまいりたいと考えております。

- 4点目は、同じく我妻委員から、資料4につきまして、「保育士不足で大変な思いをしているのにこの数字の結果は良く分からない。県内の保育学生は県外に就職する人も多く、そこを何とか確保できないものかと考えている。原因は賃金の問題か、雇用形態か、都市へのあこがれかと思うが、残念に思う。」という御指摘・御意見がございました。

実態といたしまして、今年の3月に卒業された学生について、卒業生約900人のうち、保育士等になった方が約730人でした。うち県内で保育士等になった方が525人です。保育士等になられた方の7割強が県内に就職していただいている実情でございます。ただ、保育士にならなかった方もいらっしゃいますが、養成校新卒者の半分強が県内に、といったデータにはなっているようでございます。

7割が多いか少ないかについてはいろいろな切り口からの検討が必要かと思っておりますが、いずれ3割は県外に流出しているということでございますので、御指摘はもったもたであり、何とか県内に留まっただけのような取組をさらに強化するため、先ほども御説明いたしました修学資金の貸付、これは卒業後一定期間宮城県内に勤めていただいた場合に、貸し付けた奨学金を返還する必要はないという条件付きの事業でございますけれども、こういった取組をさらに強化していくことで、この県内就職率を上げていきたいと考えてございます。

なお、賃金や雇用形態が大きく影響していることは間違いなくと思っておりますが、こちらにつきましては、国の方が、処遇改善のための賃金改定をするといったことで、来年度予算の概算要求にも項目として入れておまして、今後予算編成に向けて練り上げられていくものと思っております。その中で、単なるベースアップだけでなく、キャリアに応じた賃金アップの体系、ゆくゆくは、月額4万円程度と言われている、女性の全職種との差が最終的に埋まるように、処遇を改善していくという目標も掲げておりますので、こういった動向も注視しながら、また、県としてもどういった形で関わっていくのかも考えながら検討を進めてまいります。

なお、必要見込み数とのずれにつきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

- 最後に、菊池委員から、「仙台市以外の公立幼稚園が減少し、認定こども園は平成31年度末には仙台市・宮城県あわせて124か所と拡大・増加する中で、市町村立幼稚園教諭の身分の保障と配置はどうなるのかお聞きしたい。」という御質問でございます。

幼稚園の設備、編制その他設置に関する事項は、学校教育法に基づいて定められております。当然ながら、市町村立の幼稚園においては、これらの法令に基づきまして、各市町村が幼稚園教諭の身分の保障と配置を行うものとなっているため、各市町村がこれらを踏まえた適切な措置を行うものと認識しておりますけれども、さまざまな観点から、市町村との連携・協力の下、実態等についてもコミュニケーションを深めていきたいと考えております。

- 事前の御質問等に対する回答については以上でございます。

足立会長

- それでは、事前の質問等に対する今の説明に対して、何か御意見・御質問はございますか。

菊池委員

- 認定こども園の職員についてですが、設置者が市町村の場合はそれでいいと思うんですね、学校教育法に基づいて措置されるわけなので。ですが、認定こども園が民営化、要するに公立ではなく民間委託して始めるというところが結構あると時々耳にするんですが、その辺の実態がどうなのかという質問だったんですね。

要するに、市町村で採用になった幼稚園教諭が、例えば市町村の中で異動するには問題はないのですが、認定こども園を増やして市町村で民間委託すると、公立から私立扱いになりますよね。そういうときに、職員の異動などが円滑に行われるのかどうか、設置主体が変わりますので、その辺のところを具体的に知りたいというところだったんです。

事務局

- 実態としては、公立の認定こども園から私立扱いに移行したというのは、認定こども園26か所の中にはないようでございます。

菊池委員

- 認定こども園でもそうなっているということですか、県内そういった状況で推移しているということですね。

事務局

- 今のところ、公立から私立扱いに移行したというところはないようでございます。いずれ、今後出てきた場合については、法に基づいた適切な対処を当然やることになると思われまます。

菊池委員

- 国の方でそういうことを進めているとか、県によっては、認定こども園になるとほとんど民営・民間委託を進めているところが結構あるような話を聞いたものですから、県の実態はどうなっているのかなということをお聞きした次第です。

足立会長

- 認定こども園に関して、安部委員いかがですか。

安部委員

- 私は公募の委員なんですけれども、丸森の子育て支援センターで働いております。丸

森町のこども園は、町保育所を新しく建て替えるときに、こども園にしましょうということになり、それを社会福祉協議会が受けて、民営化されたこども園として今運営されているんですけども、元々の町の保育士が出向という形で何名か来られています。

足立会長

○ ありがとうございます。

事務局

○ 実態や形態を把握できておらず申し訳ございません。ありがとうございます。

足立会長

○ そのほか、事前の御質問・御意見等に関して何かございますか。

高野委員

○ 先ほどの、質問に対しての回答の中で、今年の3月に、県内の養成校を卒業した900人のうち、保育士が730人いて、そのうち県内に525人残ったって言いますが、この525人が全部は保育士になっていませんよね。なっていれば、こんなに保育士が足りなくはないはずです。

それから、東京や横浜にもそんなには行っていませんよね。何年か前に、仙台市でもその辺の実態を調査したんですが、654人卒業した中で、東京・神奈川の方に就職したのは64人だけだという結果が出ているんです。ということは、保育士になっていない人が多い、そこが問題なんです。東北福祉大学のような4年制大学は全国から集まってくるから、実家に帰るといことはあるでしょうが、そういう人を除いても、卒業した人たちが県内で就職してくれると保育士不足にはならないはず。でも、保育士が足りないということは、保育士になっていない人が多い。ではなぜ保育士にならないのかと学生に聞いてみますと、先ほど仰いましたように、労働条件が悪い、給料が悪い、大変だ、だから保育士になりたくない、他の業種を選んでしまうわけです。この頃は待機児童が多くなったから保育士不足を言いますが、今までのツケが今回っているんですよ。保育士の処遇をずっと低いままにしてきて、いざ保育士が足りないと言っても、急に国がお金を付けると言ったところで、もう2年くらい経つんですけど、給料が上がった実感がないんですよ。

あと、保育協議会の方でやっている人材センターで話を聞くと、自分が辞めた5～10年前と今が、給料などの面で変わっていない、逆に保育時間が長くなったり、いろいろな事業が入ってきて、ますます戻りにくい・働きにくい。まして、子どもがいたりするとなおさらといったところで、もうちょっと明確に、きちんと保育士処遇という問題を考えないとずっとこのままです。いずれは子どもがいなくなって、今度は養成校が多すぎるという時代が来ると私は思っています。だから、そこでぜひ本気になって処遇を考えてあげないといけない。

○ あと、私が言うのもおかしいけれども、私は行政や国に要求はしますが、現場はどう

なんだろうと。離職者が多いでしょ、1年のうちに3～4人、早い子だと1週間、10日で辞めていくわけですから。養成校の方にも、ちゃんと教えてほしいということをお願いしているんですが、なかなか人集めに忙しくて、保育士としての充実した学習ができていないようなので。でもそれでは現場に来てから困るんですよ、短い期間で離職してしまう。そうすると途中から保育士は集められない。だからもちろん、行政からやっていただくことはいっぱいあるんだけど、現場もまた、離職をさせないような工夫もしていかなければいけない。現場も行政も頑張るといふ共助・自助みたいなものがうまく進まない、私はいつまで経っても保育士不足のままだと思います。

- あともう1つ、待機児童のことについて保育士は注目されていますが、保育の質の話はあまり出ないのね。待機を解消すればいい、そうじゃないと思います。今これだけ保育士不足で、現場の保育士が苦勞しながら保育しているところで、保育の質というものがどの程度保たれているのか。にもかかわらず、何の手立てもないのに、保育の質を上げると言うけれども、そんなところまで行かないわけですよ。けれど、これからの宮城県なり国を背負っていく子どもたちの保育、まして0歳から6歳までの6年間いる、人格形成の基礎となるこの大事なときに十分に手を掛けてあげられないのは、私たちも大変なんですよ。だから、待機児童も保育士確保も大切、では今、それぞれの保育所でどんな保育がされているのか、その辺も行政としてはきちんと見ていただきたい。監査に来てもお金のことばかり見ていくけれども、ここの保育所の保育は十分なんだろうか、子どもにとって良いんだろうか、そこまで私は考えていただけたらいいなと思います。

小林委員

- 私も、今の県内就職の保育士の数のことでお聞きしたいと思います。

今、高野先生が仰ったように、保育士の資格で別な業種に就職している方も含んでいるのかなと思ったりもするんですが、例えば採用するときに、正規職員だけではないですよ。雇用形態についての精査が必要なのではないかと。過去の経験でいうと、私たちの職員を募集したときに、保育所と同じような給料なのに、応募してくる方がありました。なぜかと聞いたときに、保育所では1年ごとの期間雇用なんですね。次の年に採用されるかどうか分からない不安の中で勤めるのはとても大変なので、と仰る方が結構いらっしたんです。なので、雇用形態というのをもう少し見ていただきたいと思います。

- あと保育の質と仰るんですけど、今の保育の現場では、なかなか研修に職員を出すことが難しいという職員数でしかない。いろいろな研修を受けたいんだけど、1人出すと手が足りなくなってしまうという声を良く聞きます。これは児童館でも同じで、放課後児童支援員研修をやっていますけれども、1人研修に出すだけでローテーションを組むのが非常に大変だと言われます。なので、もう少し子どもたちのために、定数はあるんでしょうけれども、少し増やさないと質は維持できないということもぜひ考えていただきたいなと思っています。被災地ではせっかく保育園が建ったんですけども保育士が不足していて、定員分預かれないという声も結構聞いていますので、その辺よろしくお聞きしたいと思います。

足立会長

- 先ほど高野委員から御質問があったときに、900人のうち700人という、それが全て保育士になったかどうかという御質問がありました。事務局いかがでしょうか。

事務局

- 数字は、就職先が保育所等の人数が525人だという結果にはなっているので、保育所以外のところといった数字は入っていないと考えております。数字上間違いではないと思っておりますが、感覚として違うなというところがおありなのであれば、ちょっと精査してみたいと思います。
- それから、高野先生から御指摘を頂いておりましたので、順次お答えいたします。
- まず、離職する人が多いということについて、私どもも問題視しておりまして、今年度から初任の保育士に対し、離職しないための取組を研修プログラムとして新たにやらせていただいているところでございます。せっかく勤めても早期に離職してしまう者が、現場で結果的な保育士不足を生じせしめているといったことでもございましたので、この取組で十分ではございませんけれども、県としても取組を進めているといったところで御理解を賜りたいと思います。
- 質の確保の問題につきましても、監査の話について先ほど少し触れさせていただきましたが、やはりどういった保育がなされているかといった、質の面での切り口からの監査、チェックといったものも大変重要だと思っておりますので、そういう観点からやらせていただければ、といったところでございます。なおそこは精査して頑張っていきたいと思っております。
- また、就職の数は先ほど申し上げた状況でしたが、御指摘のとおり、いわゆる非常勤形態なのか、期間限定雇用なのかといったところまでは把握しておらず、正規採用はこういう人数だということではなかったものですから、ともするとちょっとずれがあるのかもしれないと、御指摘を踏まえて思ったところでもございました。

足立会長

- それでは、先ほど、菊池委員、我妻委員の御質問以外の件について、何か御意見・御質問等ございますでしょうか。

荒木委員

- 荒木と申します。私は石巻市で、地域の子育て支援拠点事業を受託していますが、資料3の参考資料の2ページから、一時預かり、病児保育と並んでいますが、こちらの数字がやはり他に比べると充足率がとても低いということが見受けられるんですけれども、やはり地域の子育て支援に関しても同じように力を入れていかなければ、保育所に入る際にもいろいろなことが関わってくると思うんですね。地域の子育て支援は、保育所に入れる前の段階ですので、子育ての負担などが理由になって働きに出たいというお母さんもたくさんいらっしゃるって、今、孤立して子育てしているお母さんたちが多い

ので、一時預かりなどはどのように進めていくかとか、あとはやはり働いている方は病児保育非常に大きな問題になっているようなので、この辺の取組に関して伺いたいと思います。

事務局

○ 御指摘のとおり、こちらの充足率は軒並み低くなっているといったことでございますので、元々のニーズの高さ、あるいは計画に追いついていないといった実情が数値として現れているということです。説明の中では、ニーズの把握なり計画値自体の過不足感がどうなっているのかを来年度もう1回精査する必要があるというふうには申し上げましたが、やはりこういったニーズにきめ細かに対応できるような体制強化といったものが、新制度の打ち出しの一つだと思いますので、御指摘を踏まえまして、なおこちらにつきましても取組を更に強化していきたいと思っております。

新制度施行はまだ2年目といったところで、1年目の成果を踏まえて、今年度・来年度あたりから、各市町村におきましても取組の検討が更に進んでいく時期になってこようかと思っておりますが、それを県として促すためにも、我々としての取組を更に進めてまいりたいと思っております。

佐野委員

○ 佐野です。私は社会的養護に携わっているものですから、この観点から伺いたいと思うのですが、資料2の9ページ、(3)のニ「自立支援策の強化」には事業名がないわけですが、これから立ち上げるのか、第Ⅱ期で考えるのか、平成29年度でもう1回見直すのか、あるいは市町村の事業だから県ではしないのかが良く分かりませんでした。

というのは、子どもの貧困対策の要は社会的養護、特に児童養護施設等を充実させることで、家庭復帰とか里親委託がなされずに、18歳まで高校を卒業して卒園してしまう子どもは、自立が非常に難しいです。そして、児童養護施設で生活するというのは公的支援ですから、自立に失敗するとまた生活保護などの公的支援を続けなければならないんですよ。そうなる、実は社会的養護、特に児童養護施設等を卒園するときに、いかに自立するか・させるかというのが子どもの貧困対策のポイントのような気がするんです。それが、事業が空欄だというのは、他の児童養護施設長に説明が付かないものですから、お答えいただきたいと思っております。

事務局

○ こちらは、元々定めた計画に、主な事業といったところで書き込みをさせていただいたものについて取りまとめた資料になっておりまして、自立支援策の強化のところの主な事業については計画上載せていなかったため、この資料の作り上ではこのようになってございます。

かといってそれを軽視しているというところでは決してなく、貧困対策という御指摘については、子どもの貧困対策の計画を別途策定いたしまして今年度から取組を進めていくことにしておりますが、貧困対策の観点のみならず、社会的養護推進に当たっての

自立支援の取組は大変重要だといったところで、先の6月議会で条例についての審議を賜った部分があったんですけども、自立時の身分保障をする制度があったところ、時代と乖離している、手続が煩雑だといった理由等がございまして、こちらについては別途もっと円滑に進みやすい、既存事業にも乗っていけるような方向に変えようといったところで、県の児童相談所長などが、場合によっては身分保障できますよといった制度になれるようなことで後押ししようといったこともやっております。

事業立てがここに載っておらず大変心苦しいところではありますけれども、いろいろな視点から、貧困対策のみならず、子どもの健やかな成長ときちんとした自立を支援していくという取組は、なお続けていきたいと思っております。ここでこの事業だというふうには申し上げられないところですが、また改めて来年度に向けて、この辺の取組を進めていければと思っております。

奥村委員

○ 奥村です。私は医師会に属しておりますから、病児保育についてですけども、仙台市の場合は区ごと、地域の場合は地域ごとに何か所かあるんですけども、実際これを、内科・小児科の先生方に引き受けていただく場合に、利用人数に応じて補助金が支払われるというかたちになりますので、夏場は利用人数が極めて少なく、冬場になると利用人数が増えるために入れることもできないという状況もあるわけです。実施については、ある程度看護師さん、保育士さんも確保しなければならないということで、非常に負担が大きいという気がしますので、それでこの過不足、ニーズと実績が少しずれているということだと思うので、その辺も、私どももなるべく協力したいと思っております。ですから、少し御配慮していただければなと思っております。

事務局

○ 御指摘のような実態の問題については、施行後間もないといったことを理由にするのは良くないですけども、市町村等の意見も踏まえながら対処を考えてみたいと思います。

足立会長

○ そのほかいかがでしょうか。各委員の領域から御発言いただければと思います。

安部委員

○ 私は子育て中の親なんですけれども、子育て中の親が何かしらの原因で困りごとがあったときに、いろいろな事業を考えてくださっているのはとてもありがたいことなんだなと思って感謝の気持ちなんですけれども、事業を必要としている家庭や子どもがその情報にどうやったら辿りつけるのかなど。紹介してもらえれば可能だと思うんですけども、必ずしも紹介してもらえないわけではなく、知らなければずっと利用もできないわけなので、その辺りをどうすればいいのか教えていただきたいなと思えました。

事務局

- 県としての普及啓発，広報PRがまだ足りないということももちろんございますが，新制度は実は市町村が事業主体となっていて担っていただくことが非常に多くなっている部分がございます。移行が間もないこともあって，市町村にすぐさま全てお任せするというのは当然できないことであり，県は県としての，国は国としての責務がある上での新制度の運営かと思っておりますが，移行期において新しい制度がたくさんできましたので，行き届いていない部分があるのかな，ということが実感としてございます。県としてはやはり，市町村に表に立っていただきたいと考えておりますけれども，もっと制度を知っていただいて，適切な利活用を進めていただくかというところについて，知恵を絞ってまいりたいと思ひますし，逆にこうしていただきたいといったような声を直接寄せていただける，我々としての取組に御指摘をいただけるとありがたいと思ひます。

安部委員

- ありがとうございます。市町村の方々も任せられたということでやれる部分はあると思うんですけども，役所の職員さんは変わっていくわけで，その担当となつてから勉強して，分かったときに必要な人にそれを伝えることができているのかなというのが心配や疑問に思つていて，その辺り市町村に任せたからというところで，任せてもらう部分はあつていいと思うんですけども，常に共にということをお忘れずにやっていたらいいなと思つていましたので，よろしくお願ひします。

鈴木委員

- 大崎市子育て支援課の鈴木と申します。今，市町村というお話が出ましたので，私の方から，大崎市でどのように情報発信を行っているかという実態と，またこれから先行わなければならないと考えている部分をお示しできればなと思ひました。
- 大崎市でも，やはり子育て世帯に対して，情報が届かない，どこに行ったら分かるんだという声がありました。それで，昨年度A6版の情報誌を1冊，子どもが生まれたら小学校卒業まではこれを見ればいろいろな行政サービスが分かりますよというものを作りました。児童手当，児童扶養手当はもちろん，母子保健の分野，保育所・幼稚園の情報，小学校に入れば放課後児童クラブの情報を全て網羅した情報冊子ですが，世の中の進歩が早いものですから，冊子を作ってもすぐに古くなってしまいます。新しい保育園，地域型施設ができましたといつても，冊子をお渡しする頃にはまた新しいのができていて，すぐに作り直せないという問題がございます。やはり市のホームページや，ICTと言われるところを上手に使つて，お母さん方もスマホを上手に使われているのでスマホを使つての情報発信をすべきという話もあるんですが，行政側としては，必要な情報はここにありますから見にきてくださいという立場を今のところ取つております。

市民の皆様からは，逆に，うちの子どもの3歳児健診何日ですよという個人的なお知らせをスマホにくださいと言われます。ただ，それはやはりかなりの経費もかかります

し、広報に載っている情報を見ていただければ分かる。そこに、多大なる財源を投資してまでやらなければならないかというのもすごく考えます。ですので、必要な情報を、広報やホームページなど皆様が見えるところに、また必ずしもインターネットがある方だけでもございませんので、そういった方も含めまして、情報が届くようなやり方を模索しています。

- あとは、もっと細かい情報が欲しいという方がいるんですね。保育料は役所の方から通知は来る。ただ、保育所によっては、遠足の金これくらいですよ、月々の保護者会費はこれくらいですよ、と保育料以外の経費が思った以上に嵩むと。大崎市は特に民間の保育所が25か所、公立が12か所という形になるので、それぞれ違ふと。事前情報があれば、最初から配慮したのにということがありますので、これから先、そういう情報も流していきたいと。やはり、こういう情報が欲しいんですというところを、市民に提供できるように、何とかやっていきたいなと考えております。

足立会長

- 事務局いかがでしょうか。

事務局

- 県といたしましても、冊子を作った途端に古くなってしまふ悩みは全くそのとおりでございますし、一方でデジタル化を進めて手軽にスマホでといった方向に進めようとしたしましても、デジタル・デバイトと申しますか、必ずしも全ての人がそれで対処できるといったわけでもなく、情報は等しく取れるような状況にしなければいけないという悩みも実はございます。ただ、利便性の向上については、何がこれくらいあれば解決だということでは多分なくて、お答えとしては、結局は市町村と我々が連携しながら、ワンストップ窓口の強化などいろいろな施策はあろうかと思うんですけれども、そういったところの取組を強化していけたらなというところで、まずもって今日のお答えにさせていただければなと思います。
- あと、先ほどの佐野委員からの御指摘で1点、自立支援のための取組で、今年度からの取組がございまして、自立支援のところ、就職ないし養護施設から大学等に進む方向への貸付事業というものも始める予定です。先ほど、保育士向けの奨学資金の貸付けについて紹介いたしましたが、それと時期を合わせられるように、この秋から取り組めることができればと思っております。生活費とか、独り立ちした時の家賃の相当額なんかを念頭に置いているんですけれども、そういったものの貸付けをいたしまして、家賃とか生活費の貸付けにつきましては、5年間就職をしていただいたことが確認できれば返す必要はありませんといった、いわゆる給付型の奨学金に近いような形になろうかと思っておりますが、そういった制度を始めたいと思っております、自立を促し、県として支援してまいりたいと思っておりますので、改めて紹介させていただきます。

足立会長

- そのほかいかがでしょうか。

佐々木委員

○ 佐々木です、よろしくお願いします。

私も保育園、こども園など、ここ1か月の間にいろいろ行かせていただいて、保育士さんや子どもたち、子育ての親子と関わっています。

○ 私は、待機児童を減らしてもらうのは本当に必要だと思っているんですけども、保育時間が預けてからどんどん延長されていくという状況がやっぱりあって、働いている女性や家庭にとっては本当にありがたいですが、社会的なバランスとして、子どもの気持ちはどうなのか、子どもの育ちはどうなのかなど考えます。そのときに、資料2の10ページの6の「仕事と子育ての両立の推進」という中で、市町村から出されてくるのは全て、延長しましたとか土日も開いて受け入れましたということがどんどん推し進められていっているんですが、それと同時に、ワークライフバランスで、働き方の見直しということでは、企業の方の努力も推し進めていただいて、今日は休みたい、病気の子どもの面倒を見たいなど親が提案したときに、いってらっしゃいと言ってくれる企業をもっと進めてほしいなと私は思うんですね。イクボスっていうんですか、その推進なんかをどんどん推し進めていただいて、働くだけではなく、企業の休みが取れるような社会をぜひここで進めていってほしいなというふうに思います。

事務局

○ ただいま御指摘いただいた点につきましては、国・政府といたしましても、このたび働き方改革の推進本部を立ち上げ、やはり御指摘の点が日本の将来にとって大変重要なポイントなんだといったことで取組を更に進めていき、時間外の時間についても、労使の取決めを強化し、それ以上は絶対にまかりならんといったくらいの、厳しい内容を検討しているといった報道が先ほどございましたけれども、正にその部分なんだろうなといったことで、国の動向がそのようになっていることを、我々としても認識しているところでございました。

○ そこで、ただいまイクボスという言葉が出ましたけれども、先頃小池都知事がイクボス宣言をされたといったことが話題に登っておりましたが、私どもも先日、イクボスの取組を進めていただいている方のお話を聞く機会がございまして、大変目からうろこに思ったことがございました。

私自身もイクボスという言葉の印象として、子育て、育児を率先して職場の中で体現するボスのイメージでございまして、もちろんその意味はございますけれども、イクボスの「イク」はもはや「育児」の「イク」ではなく、「育成」、社会的人材の育成を担うボスなんだといった発想や印象の転換がぜひとも必要だといった御指摘があって、なるほどと思いました。結局、企業の使命・あり方を考えるときに、部下、人材を育成していくこと、そこで効率的なシステムを作ることこそ、企業の利益に適うんだという考え方でいかないと今後は回っていかないとことでした。なぜならば、今後は人口自体が縮小していくという中で、担い手自体が少なくなっていくところで、そこをどう真剣に捕らえて今後展開していくのか、拡張・拡張といった時代ではない、企業の側からも視

点を変えなければいけない、もちろんそれを率先するのは県庁ですよという言い方もされましたけれども、そういったこともあったので、非常に時宜に適った御指摘だったと思います。

それについて、では我々としてこうするというお答えはすぐ用意できませんけれども、県としてのイクボスの取組はもちろん、イクボスを所管している、ワークライフバランス担当の環境生活部の部署と連携・協力しながらきちんとやっていきたいと思っています。

足立会長

○ そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。

奥村委員

○ 私どもでも、まちづくりの基本として、街ができる場所には、病院、診療所、在宅の施設もできるわけですね。そういうものの中に、保育所というものも必要となってくるんだろうということと、やはり企業がある程度責任を持って、一定規模以上であれば保育所の設置というものを努力していただくというのは当然のことだと思うんですね。

それから意外と増えてきているのが、ママさん保育、小規模保育ですけども、意外に顔の見える関係なものですから、時間延長とかも比較的利用しやすいということがございますし、やはりこれからそういう視点で皆で考えていくべきかなと思っております。

半沢委員

○ 白石の半沢と申します。保健師の代表ということで、この会議に参加させていただいているんですが、私の今の職場が地域子育て支援センターなものですから、その辺から、2つばかりお願いをさせていただきたいなと思います。

○ 1つは、幼稚園などに事業として入ることもあるんですけども、そのときに感じるのが、幼稚園と保育園の環境の違いというか、単に時間で1号認定・2号認定という保育の時間の関係だけでなく、幼稚園と保育園は国の基準が違うから、1人当たりの面積が違うので、園庭の大きさや遊具が違うのかなと思うんですが、お母さんたちからどっちに入った方がいいのかという質問を受けるときに、同じ子どもで、同じ3歳児になったときに、保育園の要項と幼稚園の要項が違って、受けられる環境が違くなったときに、私としては正直な気持ちで勧められないところがあります。これは国としての動きなので無理だと思うんですけども、宮城県独自で、子どものためということで、同じような年代の子どもたちが、同じようなサービスを受けられるものがあればいいのかなと思いました。

○ もう1つは、保健師の場合ですと、通常は業務に関する横のつながり、情報交換する機会が何かしらはあるんですけども、センターに来たときに、他市町村との横のつながりがほとんどなく、何かを知りたいときには自分で電話をかけて、今どういう事業をやっていますかとか、どういうところに問題が起きていますかとか、自力で情報を得られないとできないような状態なんですね。これが事務職の立場の方だと違うんでしょうけれど、私は今現場の方に配置されているので、そのところができない状況なんです。

それで、年に1回でもいいんですけど、情報交換会みたいなものがあれば嬉しいなと思います。

私のところには今、ファミリーサポートセンターもあるんですね。それも同じで、そこにいらっしゃる方の交換会がないので、そういうのも含めて、集団に入る前からの子育てをサポートする地域システムの1つだと思うので、そういうところの交換会を行っていただければなと希望いたします。

足立会長

○ 事務局いかがでしょうか。

事務局

○ 1点目につきましては、重要な御指摘と受け止めつつも、県でできるかどうか難しい部分が実はあろうかと思っておりました。

お答えになっているか疑問と思いつつ述べさせていただきたいのが、先頃、全国認定こども園協会の宮城県支部といったものが立ち上がり、その団体の方々がお見えになってお話を伺ったことがあったんですね。そのとき、全国の中で副代表になっていらっしゃる方が福島県の方なんですけれども、福島県では、幼稚園と保育所と認定こども園それぞれの協会があり、その3つの団体の統轄というか、横断的に検討できるもう1つの組織を作って、それぞれのトップの方や事務局になっている方々が一堂に会して意見交換できるような取組が福島で始まっているといった御指摘を頂いたんですね。

福島の方式が唯一の答えだと思いませんし、それが良いのか悪いのかというのはこれからの取組次第、メリット・デメリットはそれぞれあろうかと受け止めつつも、全国の流れとしては、横の情報交換とか、御指摘のようなそれぞれの取組で、子どもの側からしたときに差異が生じないようなサービスのあり方を模索するといった動きは間違いなく出てきているのかなという捉え方はしております。その観点から、県が何ができるかといったことについては、さまざまな観点から検討していきたいことで御意見を受け止めさせていただきたいと思います。

○ 2点目の情報連絡や交流の場につきましては、改めて検討させていただきまして、御指摘を踏まえてどういった取組がいいかなといったことをちょっと考えさせていただければと思います。

足立会長

○ ありがとうございます。

高野委員

○ 今の半沢さんのお話を聞いていて、私がいるところは宮城野区なんですけど、宮城野区といっても広いので、その中の一部分の子育て支援センターとか保育所とか幼稚園、学校、中学校まで、そこに児童相談所とかそういう方が来ていただいて、その地区の情報交換をするんですよ。民生委員さんも、主任児童委員さんもいらっしゃるの、自分

のいるその地区が、どんな問題を抱えていて、学校、幼稚園、児童館はどんな問題があってというのが大体分かるんです。地域のことが聞けるのは民生委員さんが一番良いわけですよね。特に子育て支援センターをやる以上は、民生委員さんとの連携が一番必要なんです。保育所は、地区の中での家庭の存在、親が話してくれない限り掘めていないというのがあるんだけど、それを主任児童委員さんとか民生委員さんと一緒にやると、すごく子育て支援がやりやすい。一定の区の中での集まりが年に2回あるんですよ。すごく役に立つと思います。

半沢委員

- すみません、言葉が足りなかったようなのですが、今高野先生が仰ったことは、保育所などでは行っているんですね。でも白石の場合、子育て支援センターが1か所しかないものですから、1か所の中で、白石のそれぞれの地域に行って、その民生委員さんと一緒に事業をしたりとか、保育園とかを利用して事業をしたりというのをするんですけども、そこからもっと広げて、例えば他の市町村でやっている中で良いものを取り入れたいという意味での情報交換でした、すみません。

足立会長

- よろしいでしょうか。ではそのほかはいかがですか。

高野委員

- すみません、今のお話が県単位だと思わなかったんですが、子ども総合センターありますよね、あそこで、最初は子育て支援センターの担当者が集まって、うちが19年前に支援センターを始めたときにはやっていたんですよ。研修で、県内の子育て支援センターの担当とか、保育所での子育て担当の人が皆集まって、実際やっている事業とかを情報交換したんです。今はそれがなくて、子ども総合センターに言って、ぜひそれを復活したらいいんじゃないかなと思います。今は子育て支援センターが多くなったでしょ、15年くらいもうやらなくなって久しいので、私はぜひ子ども総合センターを利用した、情報交換なり研修の場があった方がいいと思うので、声をかけてみたらいいのかなと思います。

足立会長

- そういった御提案ですが、事務局いかがですか。

事務局

- 先ほども、市町村が子ども・子育て支援新制度の主体的な担い手だといったことを申し上げましたけれども、正に仰ったような、市町村間の連携とか情報共有については県の取組の責任だと思いますので、どういったやり方が良いかについて、場所を含めて、御指摘を踏まえながら、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

足立会長

- では安部委員。

安部委員

- 先ほど、親が情報に辿りつくためにはどうしたらいいかということをお話しさせていただいたんですけど、親だけじゃなくて、育てられている子どもの方が、自分が将来の夢に向かって、道がこれしかないんだと限定されるのではなくて、もっとこういうこともできるのかなと夢を見ることができるようになれば良いと思います。例えば高校受験するときに、丸森町だとほとんどの子が、あの学校とあの学校どっちかだなと思っていて、親も思っているからだと思うんですけど、もっと仙台市内の学校に行ってもいいし、もしかしたら宮城県ではない学校、どこにでも行ってもいいんだよと本人が思えるような、手助けがあってそれに辿りつけるような、子どもにとっての夢を見られるような環境作りをお願いしたいなと思ってお話しさせていただきました。

足立会長

- いかがでしょうか。

事務局

- 我々は福祉の分野から子育て支援といった取組をしている部署にはなりますが、やはり教育分野との連携が非常に重要だろうなと思っております。「切れ目のない」とか、さまざまなキーワードとしてはこれまでも縷々申し上げてきたところではありますけれども、やはり、子育ての切れ目がないといったところで、ここからここまでが保健福祉で、ここからここまでが教育といったことがなるべくないように、きちんと連携していける取組が必要だといったところで、県の施策としてはそういった観点からの取組が重要なのかなと受け止めさせていただいております。

そちらにつきましては、教育振興の基本計画の策定作業が今年度進んでおりまして、来年度から新たな計画が教育部門では進むことになってございます。そういった中でも、家庭的な教育の面から立ち上がっての一環としての連携強化の必要性といったものがキーワードとして盛り込まれております。そこを踏まえた具体的な取組をどのようにしていくかといったことについても、大変重要になってくるだろうなといったところで、我々も関わっておりますので、まずはそういったところからさらなる御指導・御意見を賜ればいいのかと思っております。

足立会長

- そのほかにいかがでしょうか。

菊池委員

- 今の教育との関わりについてです。私は宮城県中学校長会の代表をしているものから、この会議の委員を委嘱されております。

先ほどから資料を見ていて、幼・保・小の連携とか、学ぶ土台づくりについて、県の教育企画室とか義務教育課が、そういう施策を講じていただきながら、みやぎ志教育というんですかね、夢や志を持って成長していくという観点から、そういったことが強く出るように、子どもたちの心理についても考えていただきたいというような話だったと思います。

私は中学校の校長をしているものですから、例えば本校の子どもたちの様子について、本校の2・3年生の進路希望状況を見ると、幼稚園の先生とか保育所の先生になりたいという子どもが結構います。そして、うちでは今、町内の保育所の職員の方々を学校にお招きして保育の体験事業とか、子どもたちが保育所に行って、そこで子育てに間接に体験して学ぶとか、そういったことを毎年やっており、非常に好評であります。

要するに、この資料2の2ページの一番下の実施状況の中に、「高校生を対象とした「親になるための教育」の推進」とありますが、実は中学校でも、命の大切さ、子どもたちが新しい命を得、出産し、そして親が子どもを育てていく、こういった妊婦体験や子育ての体験というのを、家庭科の中で、保健師さん呼んで、実際にお腹に子どもがいるときはどういう状況なのかを体験しています。そういったことを教育委員会だけではなくて、保健福祉部や子育て支援課の皆さん、それから関係機関の方々にも周知していただいて、幼・保・小連携とあるんですけれども、幼・保・小・「中」連携を通じて、未来の子育てをどう担っていくかという観点から、事業みたいなものが立ち上げられたらもっといいのかなと思っています。よろしくをお願いします。

足立会長

○ ありがとうございます。では、鈴木委員をお願いします。

鈴木委員

○ 私が資料の中で注目したのは、資料6の県民意識調査だったんですね。先ほど、事務局から満足度が5割に達していないという話をされたんですが、満足度というのはどこまで言ったら満足なのかというところがありまして、なかなか上がらないものだと私たちも思うんですが、それよりも、「やや不満」と「不満」が平成24年よりも減っている、ここをまず、ここまで頑張っているんだと評価した方がいいのかなと思っています。

それよりももっと大変だなと思ったのは、重視度が年々減ってきて、全体的に子どもの数が減っているんで、子育てをしている世帯とか家庭と接する機会が、社会全体で減っていることは確かだと思うんですが、その中で子育てって大切なんだという意識が非常に薄らいでいることです。先ほどお話にもありましたが、子どもが熱を出してもなかなか帰りたい・早退したいと言いつけない状況だったり、0～2歳の子どもを保育所に7時まで預けて、それからうちに帰ってごはんを食べさせてお風呂に入れて寝かせたら、絶対9時までかかるんですよね。それで、早寝・早起き・朝ごはんなんだよと言ったところで、お母さん疲れるよね、と思います。こんなに仕事をして、急いで帰って、子育てしてという世の中になっていることを、周りの人たちが思いやりを持って声をかけてあげる、それだけで全然違うんじゃないかなといつも感じてしまうんですね。ここの重

視度が下がってきていること自体も、市の職員として、もっと市民に啓発していかなければならないことは分かるんですが、国全体として、子育てって、子どもってということをもっと発信していかなければならないと常に思います。でも、なかなかそういうのは、興味がある人はすぐに気づいてくれるんですが、全く感じない方が世の中にもいるということも確かで、そこに働きかけることって難しいなど、そういったところにも、国とか県とか市町村として取り組まなければならぬだろうなと感じております。

足立会長

- 後半の方は、場合によっては子ども・子育て幸福計画の第Ⅱ期に向けてのような御意見をたくさん頂いておりましたが、最後にもうお1人くらい、今日の次第にあります、第Ⅰ期の施策の実施状況について何か御意見ございますか。

佐々木委員

- 佐々木です。子どもを育てている親への支援というお話と、その前に学ぶ土台づくりということで、高校生を対象にした親になるための教育ということで発言させていただきます。

私は宮城県の家庭教育支援チームでリーダーをして、県内のいろいろなところに行つて、幼児期の親、小中高生へ向けての、親になるための研修会というのを、今年度は、ここには1回としか書いていないんですが、ほとんど息がつけにくいくらい連日のようにいろいろな市町村に行つてやっています。また、多分協働教育プラットフォーム事業の中で、各市町村の中で、それぞれの家庭教育支援チームが、ほとんどの小学校に行つてやっていると話を聞いていますので、ここにはデータとして載っていないんですが、多分平成28年度はものすごい数字になっていると思います。子育てしている親に向けて、私たちはいっぱい皆さんを支援していますよという情報を流しながら一緒に学んでいきましょうねという提案もしてますし、小中高生に向けては、命の大切さとか、親になるためのいろいろな大切なことを周りからいっぱい支援をもらって生きているんだよねなどという話をしながら実施しているところです。

足立会長

- 今のデータについて何かございますか。

事務局

- 平成27年度を取組といった説明になっているので、御指摘のような部分もあるのかなと思いつつ、教育委員会との、その辺の精査も踏まえて、次回以降の取組内容に反映させていただきたいと思います。

足立会長

- ありがとうございます。予定の時間となっておりますので、審議はこれで終了させていただきます。

司会

- それでは、長時間の御審議ありがとうございました。以上を持ちまして、宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。